

平成28年度 佐川町教育・保育施設利用者負担額表

●幼稚園・認定こども園(教育部分) 保育料

階層 区分	町民税所得区分	1号認定		
		教育時間	母子等	
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	町民税非課税	3,000	0
2	C	所得割非課税 (均等割のみ課税)	3,000	0
3	D1	所得割48,600円以下	6,300	2,650
3	D2	所得割48,601円以上 58,800円以下	8,300	3,650
3	D3	所得割58,801円以上 77,100円以下	10,300	4,650
4	D4	所得割77,101円以上 97,000円以下	12,300	
4	D5	所得割97,001円以上 169,000円以下	14,300	
4	D6	所得割169,001円以上 211,200円以下	16,300	
5	D7	所得割211,201円以上 301,000円以下	18,300	
5	D8	所得割301,001円以上 397,000円以下	20,300	
5	D9	所得割397,001円以上	22,300	

●保育所(園)・認定こども園(保育部分) 保育料

階層 区分	町民税所得区分	2号認定(3歳以上児)				3号認定(3歳未満児)				
		保育標準時間	母子等	保育短時間	母子等	保育標準時間	母子等	保育短時間	母子等	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	
2	B	町民税非課税	3,500	0	3,400	0	6,500	0	6,300	
3	C	所得割非課税 (均等割のみ課税)	9,000	4,000	8,800	3,900	12,000	5,500	11,700	
3	D1	所得割48,600円未満	13,000	6,000	12,700	5,820	16,000	7,500	15,700	
4	D2	所得割48,600円以上 58,800円未満	17,000	8,500	16,700	8,350	20,000	10,000	19,600	
4	D3	所得割58,800円以上 77,100円未満	21,000	10,500	20,600	10,300	24,000	12,000	23,500	
4	D4	所得割77,100円以上 97,000円未満	25,000		24,500		28,000		27,500	
5	D5	所得割97,000円以上 133,000円未満	29,500		28,900		32,500		31,900	
5	D6	所得割133,000円以上 169,000円未満	34,000		33,400		37,000		36,300	
6	D7	所得割169,000円以上 211,200円未満	38,500		37,800		41,500		40,700	
6	D8	所得割211,200円以上 301,000円未満	43,500		42,700		46,500		45,700	
7	D9	所得割301,000円以上 397,000円未満	48,500		47,600		51,500		50,600	
8	D10	所得割397,000円以上	53,500		52,500		56,500		55,500	

- ★ 1号認定・・・兄弟児が小学1年生から3年生までにいる場合に第2子が半額、第3子以降が無料になります。(注1)
- ★ 2、3号認定・・・保育所(園)に2人以上同時に入所している場合に第1子が全額、第2子以降は無料になります。(注2)
- ★ 町民税については、4月から8月までは平成27年度の税額、9月から3月までは平成28年度の税額で決定します。住宅取得特別控除等税額控除は対象とならず、税額控除前の税額で決定します。
- ① 1号認定は保育を必要としない3歳以上児であり、概ね4時間の教育標準時間に係る保育料で、給食費は含みません。
- ② 2号、3号認定は保育を必要とする児童で、保育標準時間及び保育短時間に係る保育料で園児に提供される給食費(乳児は完全給食、幼児は副食給食)やおやつ代、保育材料等の日常経費が含まれています。
- ③ 保育料は教育・保育施設を運営するための財源となっていますので、毎月必ず納入してください。納期限は原則毎月末となっています。
- ④ 保育料は児童が在園中は、休園しても毎月納めていただくことになっています。(幼稚園も同様です)

(注1)(注2) 年収360万円未満相当(所得割77,100円程度)の世帯について、今まで

- ・ 1号認定については、小学3年生まで
- ・ 2、3号認定については、小学校就学前まで

とされていた多子計算に係る年齢制限がなくなり、第2子半額、第3子以降無料となりました。